

令和7年8月7日
警 察 庁

国家賠償請求訴訟判決を受けた警察庁外事課における対応の反省事項と 公安・外事部門の捜査における再発防止策について

1 はじめに

平成29年から令和2年にかけて警視庁公安部外事第一課（以下「警視庁外事第一課」という。）が外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に違反するとして捜査した事案に関する国家賠償請求訴訟において、令和7年5月28日、東京高等裁判所の判決（以下「控訴審判決」という。要旨について別添1参照）が下された。控訴審判決では、捜査対象となった噴霧乾燥器の製造・販売会社（以下「X社」という。）の代表取締役、取締役及び顧問の3人の方々を逮捕したことについて、合理的根拠が客観的に欠如していることが明らかであり、国家賠償法（昭和22年法律第125号）上違法であるなどと判示された。

警視庁は、判決内容を精査した結果、上告及び上告受理申立てを行わないこととし、上告期限である同年6月11日の経過をもって、控訴審判決は確定した。警視庁においては、同日、副總監を長とする検証チームを設置し、本事案における捜査上の課題と再発防止策について検討し、同年8月7日付けで「国家賠償請求訴訟判決を受けた警察捜査の問題点と再発防止策について」として取りまとめた。

控訴審判決で国家賠償法上違法と判示された今般の警視庁公安部による捜査（以下「本件捜査」という。）によって、当事者の方々に多大なる御心労、御負担をおかけし、警察に対する国民の信頼を著しく損ねたことは極めて遺憾であり、警察庁としても本件を重く受け止めている。本件捜査は警視庁公安部によって行われたものであるが、捜査の状況については警察庁警備局外事情報部外事課（以下「警察庁外事課」という。）に報告がされており、警察庁外事課は、国家的又は全国的な見地から警視庁外事第一課に対する指導助言を行うべき立場にあった。これを踏まえ、警察庁としても、この一連の過程において警察庁外事課がどのように対応すべきであったのかという観点から検証し、反省事項を明らかにすることとした。検証作業は、長官官房首席監察官の指揮の下、長官官房人事課監察官らが実施し、関係書類の精査に加え、本件捜査当時の警察庁外事課の職員等十数名から聴取を行った。

その上で、今後、警察の公安・外事部門の捜査において、二度とこのようなことがないようにする観点から、警察庁としての反省事項及び警視庁の検証によって明らかになった本件捜査の問題点を踏まえ、各都道府県警察の公安・外事部門の捜査における再発防止策を取りまとめることとした。

2 不正輸出事件捜査と警察庁の関係

(1) 個別事件捜査における警察庁の役割

警察法（昭和29年法律第162号）は、執行事務を都道府県警察に一元化することとしており、個別事件の捜査については、都道府県警察が自らの責任と判断で行うものとされている¹。そのため、個別事件捜査における具体的な捜査方針の決定や強制捜査の必要性の判断等は、原則として都道府県警察の役割となる。

他方で、警察庁は、国家的又は全国的な見地から、都道府県警察の活動が一定の目的に沿って統一的行われるよう調整するなどの観点から、都道府県警察に対する指導助言を行っている。調整の具体例としては、犯罪の取締りにおいて全国斉一を期するため、関係法令の統一の適用解釈を定めることが挙げられる。この警察庁の役割に照らせば、都道府県警察が行う事件捜査の過程で、適用しようとする法令の解釈を明らかにするための制度所管省庁との協議につき、国家的又は全国的な見地から警察庁の関与が必要な場合には、当該都道府県警察のみで実施するのではなく、警察庁が主体的に関与することとなる。

(2) 不正輸出事件捜査に係る警察庁の体制等（別添2参照）

ア 不正輸出事件捜査に係る警察庁の体制

警察庁には長官官房及び5つの局が置かれ、警備局は、警察庁の所掌事務に関し、「警備警察に関すること」を所掌し（警察法第24条第1項第1号）、警備局外事情報部は、このうち「外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人に係るもの」をつかさどっている（同条第2項）。

外事情報部において、警察庁外事課は、外為法及び関税法（昭和29年法律第61号）に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るものの取締りに関することをつかさどっている（警察庁組織令（昭和29年政令第180号）第39条第2号口）²。このため、外為法違反として捜査される大量破壊兵器関連物資等に係る不正輸出事件捜査（以下単に「不正輸出事件捜査」という。）に関する都道府県警察に対する指導助言は、警察庁外事課が行うこととなる。

警察庁外事課には、課長（警視監又は警視長。以下「警察庁外事課長」という。）及び理事官（警視正）に加え、複数の課長補佐（警視）、係長（警部）等が配置されている。不正輸出事件捜査に関しては、これを担当する課長補佐と係長が配置されている。

イ 不正輸出事件捜査の性質を踏まえた警察庁外事課の対応

不正輸出事件捜査は、国家安全保障に直結する性格があるなど国家的な性質を有するものであり、警察庁外事課においては、一般の刑事事件の捜査とは異なる扱いをしている。具体的には、警察庁外事課は、不正輸出事件捜査に関し、

¹ この例外として警察庁が自ら行う執行事務には、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査その他の重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関すること（警察法第5条第4項第16号）及び皇宮警察に関すること（同項第17号）がある。前者については、令和4年4月1日に施行された警察法の一部を改正する法律（令和4年法律第6号）によって追加されたものである。

² ただし、警備局外事情報部国際テロリズム対策課の所掌に属するものを除くこととされている。

都道府県警察が捜査の端緒となる情報を把握した時点から報告を求めるとともに、捜査による社会的反響や他の都道府県における各種動向への影響等を踏まえつつ、捜査の進捗状況の報告を受け、国家的又は全国的な見地から都道府県警察に対する指導助言を行うこととしている。

警察庁外事課においては、都道府県警察の不正輸出事件捜査担当者からの捜査状況等の報告受理や定型的な指導助言を含む日常的な業務は担当の課長補佐や係長が対応する一方、都道府県警察からの報告内容等に応じ、判断を要する事項については警察庁外事課長まで報告し、都道府県警察に対する指導助言について指示を受けることとしている。不正輸出事件捜査の節目において、大きな社会的な反響が予想される場合には、外事情報部長や警備局長等に報告することとしている。

3 本件捜査における警察庁外事課の対応

今回の検証により、警察庁外事課は、平成29年11月以降、警視庁外事第一課の管理官（警視）や係長（警部）等から本件捜査の報告を受けていることが確認された。本件捜査に係る警察庁外事課の関係者の在任期間は、別添3のとおりである。

警察庁外事課が警視庁外事第一課から受けた報告には、今回の国家賠償請求訴訟で論点となった規制要件の解釈に係る経済産業省との協議の状況が含まれていた。また、本件捜査に係る一連の文書の中に、X社関係者が噴霧乾燥器内部に温度が上がらない箇所があると供述していることが記載された文書が確認された。

以下では、これらの事実を踏まえ、警察庁外事課がどのように対応するべきであったのかという観点から、本件捜査に関する警察庁外事課の対応について評価することとする。下記(1)及び(2)に関連する警視庁外事第一課から警察庁外事課への主な報告内容及び警察庁内の報告状況については、別添4のとおりである。

(1) 警視庁外事第一課による捜査機関解釈の採用への対応

（明らかになった警察庁の対応）

本件捜査では、国際輸出管理レジームにおける合意を受けて平成25年10月に噴霧乾燥器が外為法上の規制対象物品に追加されて以降、初めて規制要件への該当性について具体的な検討を行うこととなった。規制対象となる噴霧乾燥器の規制要件の解釈について、事件捜査における構成要件該当性の判断の一環として、平成29年12月以降、警視庁外事第一課が経済産業省との協議を開始した。

協議の過程では、X社の噴霧乾燥器が外為法上の規制要件に該当するかにつき、関係する経済産業省令で定められている要件である機器内部を「滅菌又は殺菌できるもの」に該当するかどうかを主な論点となった。警視庁外事第一課においては、本件捜査に関し、控訴審において「捜査機関解釈」と呼ばれた解釈³を採用するこ

³ 控訴審判決等で使用された用語である「捜査機関解釈」とは、「〔装置〕付属の乾燥用ヒーターによる乾熱で内部を温め、結果として装置内部の何らかの細菌を死滅させること」ができれば「殺菌をすることができるもの」に該当するとした上で、関係する経済産業省令で列挙されている病原性微生物のうち、「いずれか1種類でも死滅させることができれば「内部の殺菌をすることができるもの」に該当するという解釈」をいう（控訴審判決10頁）。

ととなった。

捜査機関解釈に係る経済産業省との協議に関し、警察庁外事課は、警視庁外事第一課から、

- ・ 平成29年12月中下旬には、経済産業省から規制対象に該当するとの回答が得られない旨の報告
- ・ 平成30年2月頃には、経済産業省が規制対象に該当する旨回答する可能性を示唆した旨の報告

をそれぞれ受けている。

こうした経済産業省との協議について、警察庁外事課のC1課長補佐は「経済産業省との協議を都道府県警察が行うのはいつものことで、問題意識を持たなかった」と述べており、警視庁外事第一課と経済産業省との協議の詳細を確認したり、警察庁外事課として規制要件の解釈に係る経済産業省との協議に関与したりすることはなかった。

上記の平成29年12月と平成30年2月の警視庁外事第一課からの報告については、警察庁外事課のA2課長やB1理事官に報告されなかった。

また、令和元年5月、警視庁外事第一課から報告を受けた文書に担当検事からの捜査機関解釈に関する経済産業省の見解に関する指摘が含まれていたが、C2課長補佐は、警視庁外事第一課と経済産業省との協議の詳細を確認せず、警察庁外事課のA3課長やB3理事官に報告しなかった。

(警察庁の対応の評価)

警察庁外事課の歴代の課長、理事官及び課長補佐は、本件捜査に関し、規制要件への該当性に係る経済産業省との協議を都道府県警察が行うことを当然のものとして捉えていた。

しかしながら、本件捜査での外為法上の規制要件に係る法令解釈に関しては、通常の事件捜査とは異なり、

- ・ 外為法上の噴霧乾燥器に係る規制は国際輸出管理レジームの合意を踏まえた難解なものであり、当該合意に至る国際的な調整の経緯を含めて理解する必要がある
- ・ 噴霧乾燥器の不正輸出事件捜査の先例がなく、本件捜査における規制要件の解釈が、同種事案に係る都道府県警察の捜査の在り方の全国的な先例となることが予想される

という特別な事情があった。

これらは、本件法令解釈への国家的及び全国的な観点からの対応の必要性を示しており、2(1)の警察庁の役割に鑑みると、警察庁外事課は、前例を踏襲するのではなく、外為法上の法令解釈について全国的かつ統一的な基準を明確にするなどの観点から、経済産業省との協議に主体的に関与すべきであったと考えられる。

(2) 緻密かつ適正な捜査の観点からの本件捜査への対応

(明らかにした警察庁の対応)

警視庁外事第一課は、平成30年10月にX社に対する搜索差押えを実施し、同年12月からX社の代表取締役を含む関係者からの聴取を開始した。警察庁外事課は、警視庁外事第一課からX社関係者の供述内容を含む捜査状況の報告を受け、少なくとも同月と平成31年2月の2回にわたり、その内容をA3警察庁外事課長まで報告している。

平成31年2月のA3警察庁外事課長までの報告書面と合わせて保管されている文書には、噴霧乾燥器の計測器を設置している部分は袋小路になっており温度が上がらないとのX社関係者の供述が記載されている。当該文書について、A3警察庁外事課長並びにB2理事官及びB3理事官は見た覚えがないと述べ、C2課長補佐は記憶にないが捜査状況を報告する際の手持ち資料の一部だったかもしれないと述べており、これらいずれの職員も、噴霧乾燥器内部に温度が上がらない箇所があるとのX社関係者供述の存在を認識していなかったと述べている。本件捜査において、噴霧乾燥器の規制要件について捜査機関解釈を採用した場合、本件噴霧乾燥器内部に温度が上がらない箇所があれば、輸出規制の対象に該当せず、外為法違反には該当しないこととなる。その意味において、当該供述の内容は、緻密かつ適正な捜査の観点から、慎重な吟味が必要なものであったが、これらいずれの職員も、当該供述の重要性を認識していなかったと考えられる。

結果として、警察庁外事課として、当該X社関係者の供述を本件捜査上の重要な消極要素と捉え、警視庁外事第一課に対し、その慎重な検討・吟味を促すことはなかった。

(警察庁の対応の評価)

本件捜査においては、警察庁外事課は捜査の初期段階から警視庁外事第一課からの報告を受けており、警察庁が保有する関係文書には、規制要件への該当性に疑義を生じさせる重要な内容も含まれていた。

犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）においては、「捜査を行うに当たっては、先入観にとらわれず、…基礎的捜査を徹底し、物的証拠を始めとするあらゆる証拠の発見収集に努める」などにより捜査を合理的に進めることとされている（第4条第2項）ほか、「取調べに当たっては、予断を排し、…あくまで真実の発見を目標として行わなければならない」（第166条）とされ、緻密かつ適正な捜査を都道府県警察に求めている。

これらを踏まえると、本件捜査が警視庁外事第一課によって行われたものであり、具体的な捜査方針の決定や強制捜査の必要性の判断等は警視庁外事第一課が責任を負うものであるとしても、警察庁外事課は、文書の内容を精査し、捜査機関解釈に基づく規制要件への該当性に疑義が生じ得る供述内容について、警視庁外事第一課に対し、明示的にその詳細を確認したり、消極要素の慎重な検討を促したりするなど、緻密かつ適正な捜査の観点からの指導助言をすることが望ましかったと考

えられる。

(3) 小括

以上のとおり、本件捜査における警察庁外事課の対応においては、

- ・ 前例を踏襲するのではなく、外為法上の法令解釈について全国的かつ統一的な基準を明確にするなどの観点から、経済産業省との協議に主体的に関与すべきであった
- ・ 文書の内容を精査し、捜査機関解釈に基づく規制要件への該当性に疑義が生じ得る供述内容について、警視庁外事第一課に対し、明示的にその詳細を確認したり、消極要素の慎重な検討を促したりするなど、緻密かつ適正な捜査の観点からの指導助言をすることが望ましかった

という反省事項が認められた。

4 再発防止策

警視庁の検証チームによる検証においては、本件捜査について、法令解釈の合理性を再考することなく捜査を進めたこと、消極要素の精査の不徹底、取調べ官に対する指導の不徹底、幹部への報告の形骸化と実質的な捜査指揮の不存在等の多くの問題点があったと認められている。3(3)の本件捜査における警察庁外事課の対応の反省事項及び警視庁の検証によって明らかとなった本件捜査の問題点を踏まえ、本件捜査のような結果を二度と生じさせないという観点から、全国警察の公安・外事部門による事件捜査に関連する再発防止策として、警察庁による平素からの都道府県警察公安・外事部門に対する緻密かつ適正な捜査の指導・教養の強化に加え、次の措置を講じることとする。

(1) 不正輸出事件捜査の在り方の見直し

ア 経済産業省との緊密な連絡・調整

- 都道府県警察が、大量破壊兵器関連物資等に関する不正輸出が疑われる事案について情報を入手した場合には、速やかに経済産業省に通知し、原則として、調査を求め、必要に応じて、指導、警告等、同省としての対応を要請する。
- 捜査を行う場合には、控訴審判決で指摘された諸点を踏まえ、以下の点を含めて経済産業省に確認する。
 - ・ 同省における当該規制の明確な解釈
 - ・ 国際輸出管理レジーム合意の原文と国内法令との齟齬^{そご}の有無
 - ・ 同省における当該規制の周知の状況や、過去の同種貨物の輸出行為に対する指導、勧告等の状況

警察庁と経済産業省の幹部が、平素から外為法違反取締りの在り方について意見交換を行うとともに、都道府県警察が同省と協議を行うに当たっては、警察庁外事課の担当者が協議に参画し、必要な調整を行う。

イ 不正輸出事件捜査における評価の在り方の見直し

大量破壊兵器関連物資等に係る不正輸出対策の評価においては、検挙に至ったか否かにとらわれることなく、経済産業省等と連携した未然防止に係る成果が認められた都道府県警察についても、積極的に評価する。また、好事例については、全国の公安・外事部門に共有する。

ウ 取調べの録音・録画

不正輸出事件捜査については、他の事件捜査と比較し、供述内容が高度に専門的・技術的な事項にわたるため、規制要件への該当性に関する認識の有無、ひいてはこれに係る供述調書の正確性等が争点となりやすいことから、被疑者が逮捕又は勾留されているか否かにかかわらず、原則として被疑者の取調べの録音・録画を実施するよう、警察庁外事課から都道府県警察に指示を行う。

(2) 公安・外事部門における適正捜査を確保するための体制の整備等

ア 体制の整備

令和7年10月1日を目処に警察庁警備局警備企画課に適正捜査指導室（仮称）を新設する。適正捜査指導室（仮称）においては、都道府県警察公安・外事部門に対する緻密かつ適正な捜査に関する指導を行うとともに、都道府県警察の公安・外事部門の捜査に関する警察部内からの相談・意見等を受け付けるための体制を確保する。

警視庁公安部及び道府県警察本部警備部に、公安・外事部門における緻密かつ適正な捜査について総括的な指導を行う者（以下「警備事件指導官」という。）を置くこととする。

イ 都道府県警察に対する指導の強化

個別事件における具体的な捜査方針の決定や強制捜査の必要性の判断等は捜査を実施する都道府県警察において判断されるという前提の下、新設する適正捜査指導室（仮称）を中心として、各都道府県警察の警備事件指導官と連携し、証拠の十分な収集と吟味、裏付け捜査の徹底、消極証拠の精査、捜査書類等の適正な管理、取調べにおける基本の遵守、公判審理を念頭に置いた的確な捜査指揮等、緻密かつ適正な捜査の徹底に係る都道府県警察に対する指導を強化する。

ウ 捜査指揮能力の向上のための研修の充実・強化

都道府県警察の公安・外事部門の捜査幹部の指揮能力向上のため、

- ・ 公安・外事部門の捜査幹部を対象とした警察大学校捜査指揮専科の新設
- ・ 公安・外事部門の捜査指導担当等を対象とした管区別実践塾の開催
- ・ 都道府県警察公安・外事部門に部長・課長として赴任する警察庁出身者に対する研修の充実
- ・ 経済産業省職員や検察官等の外部講師による教養の実施
- ・ 経済産業省主催の「貿易管理普及研修」への各都道府県警察警部・警部補級の職員の参加

等を行う。

エ 都道府県警察公安・外事部門への多様な知見・人材の取り入れ

公安・外事部門においては、情報の保全、捜査の秘匿性の確保を徹底する必要があること等を背景に、部門、係等の垣根を越えた知見やノウハウの共有が行われにくい傾向があることを踏まえ、前例にとらわれることなく、部内外の多様な知見等を積極的に取り入れることにより、捜査実務能力を向上させるとともに、適正捜査を確保する。

警備部門と他部門の間での人事交流を推進するとともに、部内外の技術人材を積極的に活用する。

5 おわりに

捜査は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、犯罪捜査規範等の各種法令と証拠に基づき、緻密かつ適正に行われなければならない。

控訴審判決で国家賠償法上違法と判示された本件捜査は、公安・外事部門によるものであるが、警視庁の検証チームによって明らかとなった本件捜査の問題点は、都道府県警察の各部門においても他山の石とすべき内容を含むものとなっている。また、不正輸出事件捜査に関し都道府県警察に対する指導助言を行う警察庁外事課による本件捜査への対応に関しても、反省事項が認められた。

警察の活動は、国民の信頼の上に成り立っている。警察としては、今般明らかになった問題点・反省事項を真摯に受け止め、4に示した再発防止策を着実かつ誠実に推進することにより、公安・外事部門の捜査に対する国民の信頼を回復するための第一歩としたい。そして、これらの取組を踏まえ、警察全体としても緻密かつ適正な捜査を確保し、公共の安全と秩序の維持に当たるといふ警察の責務を果たしてまいりたい。

別添1 控訴審判決の要旨

【 本件逮捕の違法性について 】

(1) 最低温箇所の特定に係る捜査について

当時、亡くなられた顧問を含む複数のX社の従業員が、本件噴霧乾燥器の乾燥室等の測定口部分を含めて温度が上がらない場所があると述べており、このことは捜査会議等において報告され、最低温箇所の特定が規制対象該当性の判断や顧問らの故意の成否に関わる重要な点であることに照らすと、第五係長（階級は警部）も把握していたと認めるのが相当である。公安部においては、自社製品である噴霧乾燥器の構造を把握しているX社の従業員に指摘されていた当該箇所について、それが最低温箇所に当たらないのかどうかを確認するための再度の温度測定実験等の追加捜査を行う必要性があり、それが困難な状況であったともいえる。

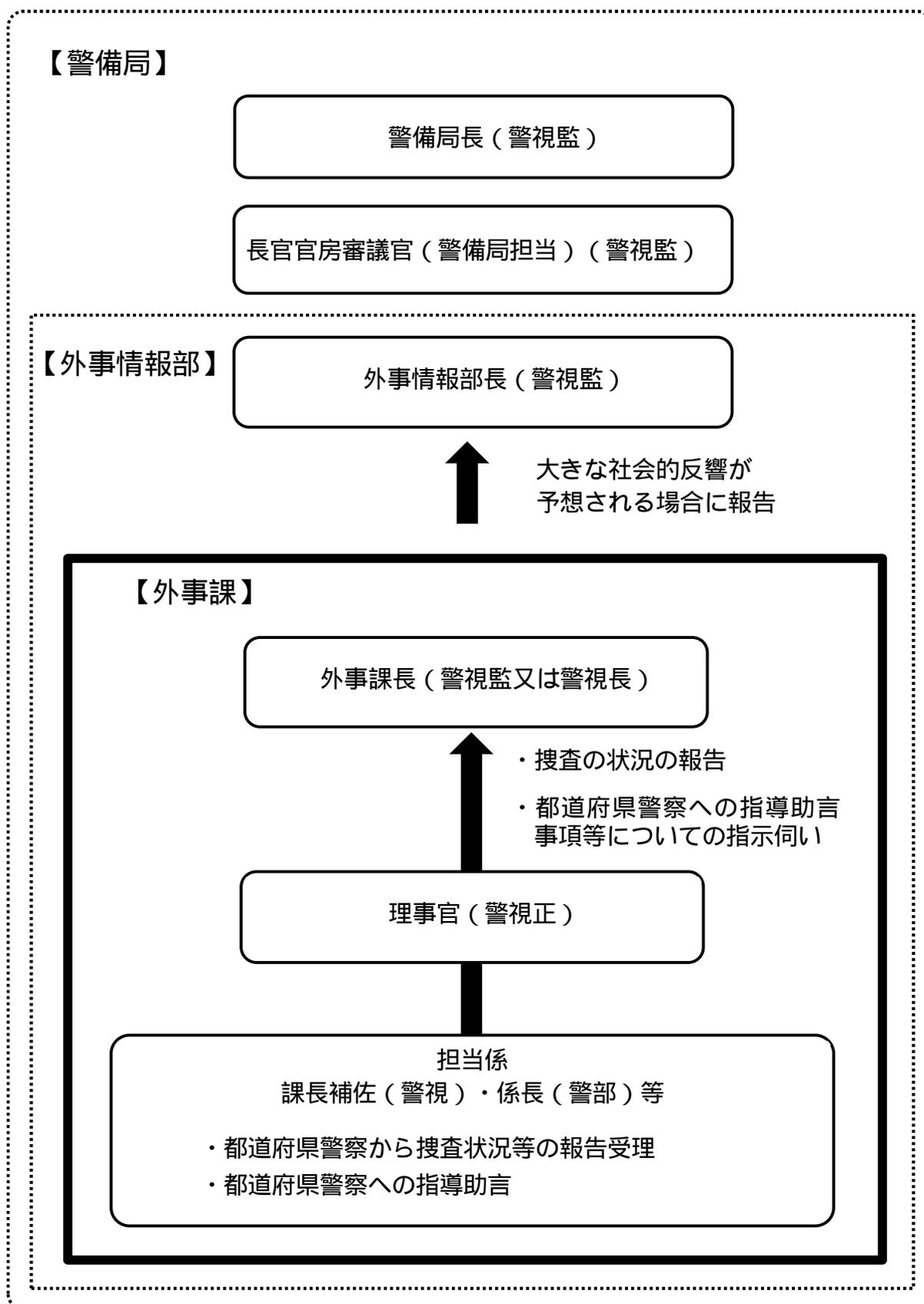
(2) 捜査機関解釈を採用したことの合理性について

本件規制要件の「殺菌」に係る捜査機関解釈は、国際輸出管理レジームにおける合意（本件の規制要件を国内法で定める際のベースとなった国際的な合意）の趣旨にそぐわず、これを採用することは相当ではない。当該合意より広範な対象を規制する趣旨の改正であったとするのは、国民の予測可能性を害し、罪刑法定主義との関係からも疑義がある。経済産業省においては、当初、担当者が「殺菌」につき捜査機関解釈を採用することについて一貫して否定的であり、後に同解釈を採用する可能性が肯定されたものの、その合理性が客観的に説明できる状況になつたともいえない。そして、本件規制要件の解釈は、刑事事件の犯罪構成要件該当性の解釈として争われており、当初不明確な概念が事後的に行政機関により拡張的な解釈が明らかにされたからといって、その解釈に従うこととなると国民の予測可能性との関係で疑義があるから、経済産業省が捜査差押えを容認し、捜査機関解釈があり得る旨を表明したからといって、公安部が捜査機関解釈を前提として本件逮捕を行ったことの合理性を肯定することはできない。公安部において同解釈を採ったことがおよそ不合理とまではいえないが、上記経緯を踏まえると、これは本件逮捕が合理性を有していたかどうかの判断に影響を与える重要な事情である。

(3) 本件逮捕の違法性について

上記(1)及び(2)のとおり、本件噴霧乾燥器が輸出規制対象貨物に当たるとして、X社代表取締役らに相当の嫌疑があったとした公安部の判断には、最低温箇所について通常要求される追加捜査を実施しなかった点に加え、経産省の担当者から捜査機関解釈の問題点について指摘を受けながら解釈の合理性について再考することなくこれを前提に逮捕に踏み切った点において、犯罪の嫌疑の成立に係る判断に基本的な問題があった。また、本件の捜査期間は長期に及んでおり、捜査方針を再考する機会は十分にあった。以上の点に鑑みると、本件逮捕については、合理的根拠が客観的に欠如していることが明らかというべきであり、国賠法上違法である。

別添2 不正輸出事件捜査に係る警察庁の体制等



別添3 本件捜査に係る警察庁外事課の関係者の在任期間

	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
事件の経過		H29. 5 捜査開始 H29. 10~ 経産省打合せ	H30. 8. 10 経産省からの回答 H30. 9. 20 公安部長指揮事件指定 H30. 10. 3 捜索差押え H30. 12~R2. 2 任意段階の取調べ		R2. 3. 11 逮捕 R2. 3. 31 起訴 R2. 5. 26 再逮捕 R2. 6. 15 追起訴	R3. 7. 30 公訴取消 R3. 9. 8 国賠提訴	
外事課長 (警視監又は 警視長)	A 1 課長 H27. 7~ H29. 4	A 2 課長 H29. 4~H30. 3	A 3 課長 H30. 4~R1. 8	A 4 課長 R1. 8~R3. 4		A 5 課長 R3. 4~R4. 3	
外事課理事官 (警視正)	B 1 理事官 H28. 8~H30. 8		B 2 理事官 H30. 8~ H31. 1	B 3 理事官 H31. 1~R2. 8		B 4 理事官 R2. 8~R4. 3	
外事課課長補佐 (警察庁採用・ 警視)	C 1 補佐 H28. 8~H30. 8		C 2 補佐 H30. 8~R1. 7	C 3 補佐 R1. 7~R2. 7	C 4 補佐 R2. 7~R3. 8	C 5 補佐 R3. 8~R5. 7	
外事課課長補佐 (都道府県警察 出向・警視)	D 1 補佐 H28. 3~H30. 3		D 2 補佐 H30. 2~R2. 2		D 3 補佐 R2. 3~R4. 3		
外事課係長 (都道府県警察 出向・警部)	E 1 係長 H28. 4~H31. 3			E 2 係長 H31. 4~R4. 3			

別添4 警視庁外事第一課からの主な報告内容と警察庁内の報告状況等

(注1) 関係書類及び聴取結果により確認されたもの

(注2) 外事第一課からの報告の日付は関係書類の記載による

年月日	外事第一課からの報告内容	警察庁内報告先
平成29(2017)年 5月頃 11月9日 12月18日	<p style="text-align: center;">【本件捜査の着手】</p> 捜査着手の報告 経済産業省との協議状況の報告(規制対象に該当するとの回答が得られない状況)	外事課長まで 外事課課長補佐まで
平成30(2018)年 2月9日 9月26日 10月3日 12月13日	捜査状況の報告(経済産業省が規制対象に該当する旨回答する可能性を示唆) 捜索差押えの実施予定の報告 <p style="text-align: center;">【捜索差押えの実施】</p> 捜査状況の報告(X社関係者の供述状況)	外事課課長補佐まで 長官まで 外事課長まで
平成31(2019)年 2月7日	捜査状況の報告(X社関係者の供述状況)	外事課長まで
令和元(2019)年 5月7日	検事相談の結果の報告(担当検事からの経済産業省の見解に関する指摘)	外事課課長補佐まで
令和2(2020)年 3月 3月11日 3月31日 5月14日 5月26日 6月15日	逮捕予定の報告 <p style="text-align: center;">【通常逮捕】</p> <p style="text-align: center;">【起訴】</p> 再逮捕予定の報告 <p style="text-align: center;">【再逮捕】</p> <p style="text-align: center;">【追起訴】</p>	長官まで 長官まで
令和3(2021)年 7月30日 9月8日	<p style="text-align: center;">【公訴取消し(東京地方検察庁)】</p> <p style="text-align: center;">【国家賠償請求訴訟提訴】</p>	